

八戸市農業委員会8月総会議事録

日時：令和3年8月10日（火）午後1時30分

場所：八戸市庁 別館2階会議室C

出席委員

農業委員 19名中 19名

1番 加藤 浩幸 出	2番 木村 武美 出	3番 澤向 敏一 出	4番 三浦 豊 出
5番 馬場 豊 出	6番 阿達 福壽 出	7番 内沢 豊 出	8番 籠田 悦子 出
9番 長根 昭男 出	10番 赤坂 英夫 出	11番 狛守 文宏 出	12番 松橋 剛志 出
13番 中村 正記 出	14番 西野 茂雄 出	15番 明戸 政勝 出	16番 寺沢 和則 出
17番 谷地 秀典 出	18番 橋場 孝 出	19番 村上 正憲 出	

農地利用最適化推進委員 22名中 3名

1番 木村 弁一 待機	2番 鈴木 朋弥 待機	3番 河原木 一実 出	4番 田名部 浩 待機
5番 上村 隆雄 待機	6番 上野 輝彦 待機	7番 赤坂 力雄 待機	8番 田中 忠二 待機
9番 三浦 勝浩 待機	10番 山田 貴光 待機	11番 齋藤 正人 出	12番 下館 敏 待機
13番 橋 由正 出	14番 梅津 孝敏 待機	15番 磯嶋 榮助 待機	16番 高橋 政典 待機
17番 大倉 喜八郎 待機	18番 金谷 由松 待機	19番 坂 文雄 待機	20番 上明戸 桂 待機
21番 森 庄次郎 待機	22番 森 光男 待機		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、 事務局次長（農地GL）川名 雅之、 農政GL 山崎 真史、
主幹 古館 恵子、主査 宮野 裕文、主事 工藤 悠万、主事 若佐谷 龍太

会長

皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長

事務局の松橋から御報告いたします。

本日は、農業委員全員、及び調査を担当されました推進委員に御出席いただいております。

松橋事務局長

それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

この前までは 30 度を超える暑さで、昨日今日はこんな温度差があるような気温ですね、皆さんの体調の方も心配しておりますけれども、たぶん大丈夫だと思いますので、今月も元気良く憲章の唱和をよろしくお願いいたします。

【憲章唱和】

松橋事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長

本日は悪天候の中、また、皆様お盆を迎える大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。本日の案件の中には、助言をなかなか聞いてもらえなかったものや、何度も集まり協議していただいたものもあります。どうぞ、いつもにも増して、慎重に御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めま

す。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、7番 内沢 豊 委員、11番 狛守 文宏 委員両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 27 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

なお、今回は慎重を期すために、案件 1 件ごとに審議していただきます。委員の皆様には御苦勞をおかけしますが、御理解くださいますようお願い申し上げます。

それでは、はじめに、番号 14 番の調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

橘委員

橘から報告いたします。去る 7 月 28 日、木村農業委員と市庁本館地下会議室において、番号 14 番を調査してまいりました。資料の 1 ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 14 番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、祖母

と孫です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、トマト、じゃがいも、小麦、大豆、ぶどうです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は100m、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地ありです。農業経験は4年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人で農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック各1台、ハウス7棟を所有しております。なお、受人の所有農地には建築物が存在し、違反転用状態であり、農地法第3条第2項第1号に規定の「取得後において、農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められない場合」に該当しています。そこで、受人に対し、建築物を撤去するなど是正しなければ許可することができないことを説明したところ、受人はその意思がないことを表明し、許可申請の取り下げはせず、不許可となるのであれば、それでも構わないので結論を出してほしいとのことでした。

調査の結果、不許可相当と認められますので、不許可にするべきものと考えます。

以上で、番号14番の報告を終わります。

会長

事務局から補足説明をお願いいたします。

若佐谷主事

事務局の若佐谷から、番号14番について補足説明いたします。別冊資料①の1ページを御覧ください。

はじめに、本案件の概要を説明いたします。令和3年7月12日に農地法第3条許可申請がありました。当該許可申請があった場合の審査対象農地は、権利移転する農地のみではなく、譲受人が所有している農地も効率的に耕作されているかを審査する必要があります。事務局で事前調査を行ったところ、譲受人の所有する農地に農地法第4条又は第5条における農地転用許可を受けずに建設された小屋を3棟確認しました。許可を受けずに建築物を建てることは農地法に違反

する行為であり、違反転用者又はその一般承継人は、農地法第3条の規定により農地等の所有権移転が許可されないとされております。7月28日に当事者への聴き取り調査を行い、事実確認と建築物の撤去を指導しましたが、是正する意思はなく、不許可となるのであれば、それでも構わないので、本案件を総会に諮り、結論を出してほしいとのことでした。通常は、許可申請の前に事前相談を行い、問題があれば指導し、是正されてから申請していただいておりますが、今回は事前相談なしで申請されたものであり、行政手続法上、申請を拒否することは申請権の侵害として違法となるため、やむを得ず本案件を議案として提出することになりました。

2ページ目は航空写真です。航空写真からは小屋が2棟しか確認できませんが、右下のほうに木の陰に隠れて小屋が確認されています。

3ページ目は現地写真です。現場の様子は写真のとおりになっております。

4ページ目は、本案件が不許可になると考えられる法令及び処理基準となります。

以上で、補足説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

御質問ございませんか。なしと認めてよろしいでしょうか。いかがですか。

赤坂（英）委員

ここで、許可とか不許可とか決を採るのですか。

会長

今、調査された委員から不許可でいかがでしょうか、ということで説明がありましたので、質問等あればしていただいて、質問等なければ旨認めたと、異議がなかったということで、不許可を決めるということになります。

赤坂（英）委員

すみません、許可と不許可が正確に聞こえなかったのですけれども。

会長

不許可と言ったのですけれども。

赤坂（英）委員

許可と言ったのですか。あ、不許可。わかりました。

会長

他に質問ありませんか。

（なしの声あり）

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。番号 14 番を不許可とすることに御異議ございませんか。

（なしの声あり）

会長

御異議なしと認めます。

よって番号 14 番は不許可とすることに決しました。

続きまして、番号 15 番の調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

河原木委員

河原木から報告いたします。去る 7 月 28 日、木村農業委員と長根農業委員と市庁本館地下会議室において、番号 15 番と 16 番を調査してまいりました。

はじめに、番号 15 番について報告いたします。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 15 番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、にんじんです。申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は 500m、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地ありです。農業経験は 10 年で、地域農業への影響はありま

せん。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女1人で、うち農業専従者は男1人、兼業者は男1人、女1人です。農機具保有状況は、トラクター、管理機、動力噴霧器各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、番号15番の報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。番号15番を許可とすることに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって番号15番は許可とすることに決しました。

続きまして、番号16番の調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

河原木委員

再び河原木から、番号16番について報告いたします。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条16番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、大豆です。申請

者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は1km、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は20年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、番号16番の報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。番号16番を許可とすることに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって番号16番は許可とすることに決しました。

日程第3

会長

次に、日程第3、議案第28号、令和3年度第5号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

古舘主幹

事務局の古舘から、議案第28号、令和3年度第5号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の3ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借3件、使用貸借9件の計12件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手4名、貸し手12名で、利用権設定面積は、合計130,186㎡でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番、2番

番号1番と番号2番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、1年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号1番は10a当たり年間5,000円、番号2番は玄米30kg1袋でございます。

利用集積3番

番号3番、利用権の種類及び内容は、大根、キャベツを作付けするために、1年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間600,000円でございます。

番号4番から資料4ページの番号12番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。

利用集積4番

番号4番、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、4年10か月間使用貸借するものでございます。

利用集積5番～12番

番号5番から資料4ページの番号12番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、そばを作付けするために、10年間使用貸借するものでございます。

公告年月日は、令和3年8月16日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

三浦（豊）委員

1番と2番ですが、始期が8月で、終期がまた来年の8月で、田んぼですよ。均しもしないで何かやるということですか。

古館主幹	1年ごとに継続で、利用権を設定しております。
三浦（豊）委員	今年は何も植えないでいて来年からということですか。
川名GL	継続の案件でございましたので。
三浦（豊）委員	あ、継続。1年ごとの継続ということですか。
川名GL	そうですね。あくまで始期終期がたまたま8月になっておるんですけども、1番と2番の田んぼについては、今年の5月には田植えされていると、そういうことでございます。
三浦（豊）委員	わかりました。
会長	よろしいですか。他にございませんか。
	（なしの声あり）
会長	御質疑等なしと認めます。 委員の皆様にお伺いたします。本案を承認することに御異議ございませんか。
	（なしの声あり）
会長	御異議なしと認めます。 よって本案は承認することに決しました。
日程第4	次に、日程第4、議案第29号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用

会長

許可についてを議題といたします。

なお、今回は番号 14 番から番号 16 番までは案件 1 件ごとに、番号 17 番と番号 18 番は一括して審議していただきます。

それでは、はじめに、番号 14 番の調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

長根委員

長根から報告します。去る 7 月 28 日、木村委員と市庁本館地下会議室において、番号 14 番と番号 16 番を調査してまいりました。資料の 5 ページをお開き願います。

はじめに、番号 14 番について報告します。

借人及び貸人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5 条 14 番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、地上権を設定する 21 年間の賃貸借です。転用目的は、太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和 3 年 8 月 17 日から令和 3 年 9 月 30 日。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の周囲にフェンスを設置します。立地条件は、八戸工業大学から北西側約 1.2 km に位置し、畑に囲まれ、私道を通じて市道に接続しています。なお、私道の所有者から通行承諾書が提出されています。農地区分は第 2 種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、番号 14 番の報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いたします。番号 14 番を許可とすることに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって番号 14 番は許可とすることに決しました。

続きまして、番号 15 番の調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

木村（武）委員

木村から報告します。去る 7 月 28 日、長根委員と市庁本館地下会議室において、番号 15 番を調査してまいりました。

借人及び貸人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5 条 15 番

調査には、借人は代理人が、貸人は本人が出席しました。両者の関係は、法人与当該法人の役員です。態様別は、30 年間の使用貸借です。転用目的は、資材置場兼残土置場です。実施計画は、令和 3 年 9 月 1 日から令和 3 年 9 月 10 日。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地南側の一部に板塀を、北側、東側及び西側に有刺鉄線を設置します。また、接道する位置にある、併用利用する雑種地の部分に砂利敷きします。立地条件は、八戸市立高館小学校から北西側約 550m に位置し、畑、宅地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第 2 種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いからです。権利調整措置、並びに年金、

税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、番号 15 番の報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。番号 15 番を許可とすることに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって番号 15 番は許可とすることに決しました。

続きまして、番号 16 番の調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

長根委員

再び長根から、番号 16 番について報告をいたします。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5 条 16 番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。転用目的は、住宅 1 棟建築です。実施計画は、令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 2 月 28 日。資金調達計画は、自己資金と親からの資金提供です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可は必要ですが事前に相談済み、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申

請地北側に擁壁を設置し、申請地の一部、駐車場とする部分を砂利敷きします。排水については合併浄化槽と浸透枳を設置し、処理します。立地条件は、八戸市立三条中学校から北西側約 300mに位置し、畑、宅地に囲まれ、水路を介在して市道に接続しています。なお、水路の上を通路として利用することについては、関係機関と事前に相談済みであります。農地区分は第3種農地です。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、番号 16 番の報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。番号 16 番を許可とすることに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって番号 16 番は許可とすることに決しました。

続きまして、一括して審議していただく番号 17 番と番号 18 番について、はじめに、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

赤坂（英）委員

赤坂から報告します。去る 7 月 29 日、松橋委員、寺沢委員、谷地委員と館公民館会議室において、番号 17 番と番号 18 番を調査してまいりました。資料の 6 ページをお開き願います。

いずれの案件も、借人及び貸人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

番号 17 番と番号 18 番は、同一世帯の夫婦による同一の土地における同一内容での転用ですので、一括して報告します。

5 条 17 番、18 番

はじめに、この案件の許可申請の経緯等について説明します。新規就農するということで、親が所有する畑、2,579 m²のうち 1,600 m²を子が農地法第 3 条許可により使用貸借し、その子夫婦の夫と妻それぞれが転用事業者となり、その畑 800 m²ずつの上部空間への営農型太陽光発電設備設置を転用目的として計画し、平成 30 年 10 月 1 日から 3 年間の一時転用期間により平成 30 年 9 月 5 日付け八農委指令第 46 号及び第 47 号で許可を受け、転用目的を履行した案件の一時転用期間満了に係る許可更新のための申請となります。営農型太陽光発電設備設置のための農地転用許可は、原則として最長 3 年間の一時転用となり、長期間発電するために設置を継続する場合は、一時転用期間満了ごとに許可申請する必要があります。転用面積については、太陽光パネルの面積ではなく、それを設置する架台の支柱の面積となります。今回の案件の場合、1 件当たりの支柱の面積は、太さ約 9 cm の支柱 56 本分の面積、計 0.35 m²となります。

調査には、番号 17 番は両者ともに本人が、番号 18 番は、借人は代理人として番号 17 番の借人が、貸人は本人が出席しました。両者の関係は、番号 17 番は義理の親子、番号 18 番は親子です。態様別は、使用貸借です。転用目的は、営農型太陽光発電設備設置のための一時転用です。一時転用期間は、令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日までの 8 か月間です。資金調達計画は、借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財は櫛引遺跡内ですが、平成 30 年 7 月 18 日に届出済み、土地改良区からの意見は不要です。立地条件は、八戸市立明治中学校から南側約 700m に位置し、畑に囲まれ、県道に接続しています。農地区分は第 1 種農地ですが、一時転用は不許可の例外に当たるため、許可することは可能です。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可することは可能と考えます。

なお、営農型太陽光発電設備設置に係る農地転用の案件については、総会終了後、青森県農業委員会ネットワーク機構である青森県農業会議に対して意見聴取を行うこととなります。

さらに、農林水産省からの通知「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用の許可制度上の取扱いについて」に基づき、下部の農地における適切な営農の継続について、調査した内容を報告します。

作付けの実績の報告をいたします。作付けの品目はリーフレタス、商品名はハンサムグリーンというものと、ハンサムレッドというものを作付けをしております。実際に生産されたものをですね、計量してみました。ハンサムグリーンは1,856株植えられておりました。1株の平均重量、これは10株をですね、カットしてそれを1個1個計測をしました。そして1個の平均重量を出しました。1株の重量が110gでございました。ですから、総重量は1,856株かける110gで204kgであります。これを10aあたりに換算しますと276kgとなりました。一方、ハンサムレッドについては1,760株植えられておりました。1株の平均重量が、先ほど申し上げましたとおり10株を計測し、平均重量は56gでありました。1,760株かける56gで99kg、これを10aあたりに換算しますと117kgとなっております。これが分子の数字となるものであります。続いて、地域の平均的単収の考え方についてお話を申し上げます。いろいろ聞いてまいりましたけれども、明確な指標はない、ということでありました。ある公的機関からですね、あるアドバイスがありましたので、それを参考にいたしました。1株当たりの重量は200gと決定をいたしました。10a当たりの株数は、大体4,000株ぐらいになるだろうということで、植付けの株数を4,000株ということで試算をいたしました。4,000株かける200gで、10aあたり800kg収穫できるでしょうとなりました。とは言っても全株商品価値ありとなるわけではないので、良品率50%として、800kgかける0.5、400kgが10aあたり取れるでしょうと。これを地域の平均的な単収の考え方として試算のベースとしております。ちょっと減収率をですね、計算をしてみました。ハンサムグリーンの減収率です。これを計算しますと1マイナス276kg、それを400kgで割りますと、答えが0.31になります。

31%です。ですから、ハンサムグリーンは約 30%ぐらいの減収になるだろうということでありました。一方、ハンサムレッドにつきましても同じような計算をしまして、あまり作況が良なくて、減収率がですね、70%という数字がでました。いずれにしても、かなり生産としては低いと計算をされました。以上で作付けの実績の報告とさせていただきます。

以上で、報告を終わります。

会長

事務局から補足説明をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から、8か月間の許可更新期間となりました経緯につきまして御説明いたします。

館公民館会議室で農地調査をした際に、3年間の許可更新期間での一時転用は、現状からすると総会に諮り許可することは難しいと一度判断されたのですが、元々、今年の営農計画は二期作でありまして、また、同じ農地で、同じ転用目的で許可している転用事業者が、令和4年5月31日までの一時転用期間であり、その満了前に許可更新の申請がされること等を踏まえ、今年2回目の収穫を行い、来年の2月末までに営農状況の報告をしてもらった内容を基に、今までは一つの農地の中で許可更新の申請時期が違ったものを合わせてですね、下部の農地の営農状況を一気に調査し、更新を許可するか否かの判断をすることができるということを、日を改めまして調査担当委員と打ち合わせをした際に事務局の方から提案させていただき、話し合いの結果、8か月間という期間であれば総会に諮っても良いだろうという結論になりました。申請者には、8か月間の許可更新期間になる経緯を説明し、納得していただき、申請者自らにおいて、3年間で提出されていた許可申請書の期間を8か月間に修正していただいております。

以上で、補足説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

西野委員 8か月過ぎたらどうします、また申請するのですか。

工藤主事 8か月過ぎたときにですね、もう一度許可申請をしてもらって、その時点では令和3年度の営農計画に基づいて2回収穫してもらったことになるので、それを踏まえた上で、許可更新するか否かを判断することになります。

西野委員 もし許可しないときはどうなるのですか。

工藤主事 こちらで不許可ということで通知をさせていただくことになります。

西野委員 通知するだけなの。

工藤主事 太陽光発電設備の撤去をしてくださいと、こちらから勧告ということも含めて、農地転用を不許可にしましたと通知します。

会長 他にありませんか。

西野委員 このレタス、これじゃあ商売にならないでしょう、おそらく。太陽光パネルの下で日陰になるからじゃないですか。なら、作物を変えてみたらどうですか。

工藤主事 そうですね。申請者も、今まではレタスを作付けしていますけれども、それを変えるという考えもあるようなので、それを踏まえて今後どうするかを検討していければなと思います。

会長 他にありませんか。はい、長根委員。

長根委員 その日陰の問題もあってか、110gとか117gとか、片や普通なら一般的には200gぐらい取れているということですが、ただ、許可をしなかった場合、果た

して向こうがすんなりとこれは仕方がなかったのだと降りれば問題ないと思う
んですけれども、いや、農業委員会にも一度は許可した落ち度があったのではな
かろうかと、裁判とか厳しい問題となった場合に、十分農業委員会はやっていけ
るのかと、採算はあるのですか。

工藤主事

はい、申請されたものに対しての許可又は不許可に対しての、不許可になった
場合のですね、申請者の方でも、不服の申立てというものができまして、それ
に対して法令に基づいて、基準に照らし不許可になったとなりますが、今回の申請
に対しては、8か月間の一時転用の更新許可をしたとして、来年の許可更新で不
許可になった際には、十分にあり得るのかなと思います。素直に撤去しない場合
は。

会長

他にありませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。番号17番と番号18番を許可とすることに御
異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって番号17番と番号18番は許可とすることに決しました。

会長

ここで、一度休憩にいたします。

会長

それでは、議事を再開いたします。

日程第 5
会長

次に、日程第 5、議案第 30 号、八戸農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から、八戸市長より協議のありました、八戸農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを御説明いたします。資料の 7 ページをお開き願います。

変更内容は農用地除外 2 件でございます。資料の 8 ページと合わせて御覧ください。

農振計画変更 1 番

番号 1 番、申請者及び変更申請地の所在地番、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。申請理由は卸商業事業地を整備するためでございます。申請に至った経緯・背景でございますが、申請者は、既存卸商業団地内の事業用地は全て分譲済みで、空き用地がなく、既存組合員からの敷地拡張の要望や、新規進出の問い合わせが年に数件あるものの断らざるを得ない状況が続いているということございまして、当該申請地をやむを得ず農用地除外するものとなっております。申請地につきましては、JR 八戸線長苗代駅から北西側約 600m に位置し、市道に接続しており、周囲は田及び宅地に囲まれております。農用地利用集積計画に含まれていないことから、農用地等の集積に支障を及ぼすおそれはないと思われまます。事業計画面積につきましては、事業内容及び土地利用計画からみて相当であると思われまます。被害防除措置につきましては、雨水排水は申請地内に整備する調整池へ流入させる計画、事業排水は下水道接続、又は浄化槽で処理し、調整池へ集水する計画となっております。他法令の許可等の有無及びその見通しにつきましては、開発協議必要、埋蔵文化財届出不要となっております。農地区分につきましては、鉄道の駅等の周囲おおむね 500m 以内の区域にある農地、例外として、当該施設を中心とする半径 500m の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が 40% を超える場合にあっては、その割合が 40% となるまで当該施設を中心とする円の半径を延長したときの当該半径の長さ又は 1 km のいずれか短い距離以内の区域にある農地に該当し、第 2 種農地と

農振計画変更 2 番

なります。農地転用許可の見込みにつきましては、許可相当と判断されるものと思われま

続きます。番号 2 番、申請者及び変更申請地の所在地番、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。申請理由は岩石採取のためでございます。申請に至った経緯・背景でございますが、申請者は、昭和 34 年から是川地区において岩石を採取しており、事業開始から 60 年以上経過し、原石確保に苦慮するようになってきているとのことでございます。また、他にも採掘場はあるということでございますが、アスファルト用に適した良質な原石を採取できるのは当地区のみであるとのことございまして、他地区での新規開発も困難であるため、当該申請地をやむを得ず農用地除外するものとなっております。申請地につきましては、旧八戸市立是川東小学校から北西側約 900m に位置し、既存事業用地に隣接しており、周囲は畑及び山林に囲まれております。農用地利用集積計画に含まれていないことから、農用地等の集積に支障を及ぼすおそれはないと思われま

事業計画面積につきましては、事業内容及び土地利用計画からみて相当であると思われま

す。被害防除措置につきましては、雨水排水は既存事業用地内の沈砂池に集水する計画となっております。他法令の許可等の有無及びその見通しにつきましては、開発協議、埋蔵文化財届出ともに不要となっております。農地区分につきましては、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、その他の農地である第 2 種農地となります。農地転用許可の見込みにつきましては、許可相当と判断されるものと思われま

最後になりました。当該変更に係る意見でございますが、いずれの案件も懸念される点は見られず、農業委員会業務における支障はないものと認められることから、意見は特になしとして差し支えないものと考えられます。

よって総会資料の 8 ページに記載の意見案のとおり八戸市長へ回答してよろしいか、御審議くださいますようお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

三浦（豊）委員

水野の下の方に民家が2軒ほどあったと思いますが、影響はありませんか。川を挟んで是川の方に2軒ほどあったと思いますが、採石場の方です。民家の方に影響があるかないかだけ、お願いします。

工藤主事

影響はないと考えられます。

三浦（豊）委員

ありがとうございます。

会長

他にありませんか。

（なしの声あり）

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

（なしの声あり）

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画の変更について意見のない旨、八戸市長に回答いたします。

日程第6

会長

次に、日程第6、報告第31号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

宮野主査

事務局の宮野から御報告いたします。この案件は、相続等届出の7月分でございます。資料の9ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等 47 番～52 番

今回の届出は、資料9ページの番号47番から資料10ページの番号52番までの計6件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望はございません。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第7

会長

次に、日程第7、報告第32号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の5条農地転用届出の7月分でございます。資料の11ページをお開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条 84 番

番号84番、転用目的は敷地拡張でございます。

5条 85 番、86 番

番号85番、番号86番、転用目的は建売住宅2棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条 87 番	番号 87 番、転用目的は宅地分譲でございます。
5条 88 番	番号 88 番、転用目的は資材置場兼駐車場でございます。
5条 89 番	番号 89 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページを御覧願います。
5条 90 番	番号 90 番、転用目的は宅地分譲でございます。
5条 91 番、92 番	番号 91 番、番号 92 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条 93 番～95 番	番号 93 番、番号 94 番、番号 95 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページを御覧願います。
5条 96 番	番号 96 番、転用目的は資材置場でございます。
5条 97 番、98 番	番号 97 番、番号 98 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条 99 番、100 番	番号 99 番、番号 100 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条 101 番	番号 101 番、転用目的は宅地分譲でございます。 次ページを御覧願います。
5条 102 番	番号 102 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第 8 会長	次に、日程第 8、報告第 33 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。 それでは、事務局から報告をお願いいたします。

宮野主査

事務局の宮野から御報告いたします。この案件は、18条合意解約の7月分でございます。資料の19ページをお開き願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18条13番～15番

番号13番から番号15番までは、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

次ページをお開き願います。

18条16番～18番

番号16番から番号18番までは、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

次ページを御覧願います。

18条19番、20番

番号19番と番号20番は、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

18条21番

番号21番は、農地法第3条に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

次ページをお開き願います。

18条22番

番号22番は、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

18条23番

番号23番は、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

通知年月日は、令和3年8月16日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第9

次に、日程第9、報告第34号、農地改良届出についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

宮野主査

事務局の宮野から御報告いたします。この案件は、農地改良届出の7月分でございます。資料の23ページをお開き願います。

届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

農地改良2番

番号2番、着工年月日は令和3年8月1日で、使用する土の採取場所は大字櫛引字熊ノ沢越地内とのことでございます。届出年月日及び受理年月日は令和3年7月12日でございます。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後2時51分)